

第3章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの主な取組

滋賀県では、令和2年4月に改定した「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）」で掲げた基本目標および5つの行動目標のもと、以下の取組を推進してきました。

（1）こころが通じるコミュニケーション支援

<取組の必要性>

日本語が母語でない人は、言葉の問題から、往々にして生活に必要な知識や情報を得ることが難しく、必要な行政サービスを受けられない、住民としての義務がわからないという状況に直面します。近年、多言語対応ができる行政窓口も増えていますが、依然十分とは言えません。多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなどの対応が必要です。

滞在の長期化・定住化の進展に伴い、県内に在住する外国人が抱える問題は多岐にわたり、複雑化しています。通訳・相談員は、幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。

また、施設や地域のイベントなどの情報を提供することで、余暇を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにも繋がります。

外国人が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、母国の文化や言語も大切にしつつ、日本語の習得に努め、日本の文化や慣習などの理解を深めることが必要です。

地域の日本語教室は、日本語学習などの支援を行う場であると同時に、安心できる居場所でもあります。そして、外国人と地域コミュニティをつなぐ役割も果たしています。

日本語教室はボランティアを中心に、市町国際交流協会、市民活動団体などが運営しており、日本語を教える人材の確保や育成、学習者が定着しにくいことなどへの取組も必要です。

① 地域における情報の多言語化

- ・ 外国人向け情報紙「みみタロウ」を（公財）滋賀県国際協会が多言語（10言語：日本語ふりがな付き、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）で発行し、日本語の理解が十分でない人に向けて、母語による生活情報を提供しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を多言語（8言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）に翻訳し、（公財）滋賀県国際協会HP等での情報発信や関係機関への提供を行いました。
- ・ （公財）滋賀県国際協会内に設置している多言語対応ができるワンストップ型外国人相談窓口「しが外国人相談センター」で生活等に関する相談業務を行いました。コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症に関する多言語での一元的相談窓口とし

での役割を担いました。また、令和4年に相談員を1名増員し、6名体制としました。

② 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ・ 地域日本語教育の推進に向け、令和3年度に「滋賀県地域日本語教育実態調査」を実施し、令和4年4月に「滋賀県生活者としての外国人¹³のための地域日本語教育推進アクションプラン」を策定しました。このプランに基づき、地域日本語教育のモデル事業や日本語学習支援者養成のための講座を実施しました。

(2) 安心して暮らせる生活支援

<取組の必要性>

外国人であること等が理由での賃貸住宅への入居拒否など居住に関する課題があります。

外国人は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度のちがいから、十分に理解できず、サービスを受けられていない等の課題が依然として改善されていません。

子育てについては、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えながら、保健サービスや子育て支援などの必要な情報が得られず、制度を利用できていないケースもあります。

医療については、日本語の理解が十分でない人が、外国語で診療を受けられる医療機関は少なく、その情報の周知も限られていて、円滑な受診ができない場合があります。

今後、県内に在住する外国人の滞在期間の長期化・定住化が更に進むと予想され、健康診断などの健康・保健の普及啓発、また、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必要になると考えられます。

災害時には、言語や文化、慣習等のちがいから、必要な情報の入手や避難生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想されます。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、外国人に対するきめ細やかな避難支援等を行うことが求められます。今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

言語や法律、習慣等のちがいにより、事故や犯罪の被害者、加害者のどちらにもならないよう、警察による啓発活動に加え、自治体、企業、地域社会が連携した地域安全活動が求められています。

① 安心して暮らせる居住支援

- ・ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅（セーフティネット住宅¹⁴）の登録や居住支援法人による活動の促進などにより、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進しました。

② 安心して利用できる保険・医療・福祉体制の整備

- ・ 滋賀県救急医療情報システム「医療ネット滋賀」により、外国語対応が可能な医療機関についての情報を多言語（英語・中国語・ハングル）で提供しました。

- ・ 外国人患者の受入拠点となる医療機関に対し、医療翻訳に対応したタブレット端末等の配備の支援を行いました。

③ 災害時への対応

- ・ 「災害時外国人サポーター養成講座」を開催し、災害発生時に外国人を支援できる体制の充実に努めました。
- ・ (公財) 滋賀県国際協会と連携し、滋賀県国際交流員の協力のもと、外国人对応についての研修を滋賀県消防学校で実施し、火災や救急現場、予防活動において外国人への対応ができる消防職員の養成に努めました。
- ・ (公財) 滋賀県国際協会のHP等で多言語による防災に関する情報を発信しました。

④ 生活安全における支援の充実

- ・ 外国人学校や公立学校等を訪問し、生活安全に係る注意喚起パンフレットや啓発品を配布するとともに、情報交換や意見交換を行うことで一層の連携を図りました。
- ・ コミュニティFM¹⁵放送を介して、防犯や交通安全などの情報についての多言語での広報(ポルトガル語、ベトナム語、中国語、インドネシア語)を行いました。
- ・ 運転免許に係る各種試験や配布物を多言語化することで、外国人が安全・安心に生活できるよう支援を図りました。

運転免許学科試験(英語、スペイン語、ペルシャ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ウルドゥー語、アラビア語およびヒンディー語の計20言語)

停止処分者講習での運転シミュレーター(英語、ポルトガル語、中国語、韓国語)

停止処分者講習考査(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語)

外国人等の試験合格者や外国免許からの切替え申請者に渡す「交通ルールの手引き」(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)

犯罪被害者を支援するための手引き(英語、ポルトガル語、中国語、韓国語)

(3) 外国人材の活躍支援

<取組の必要性>

県内企業の深刻な人材不足等を背景に、外国人労働者数は過去最多となりました。

しかしながら、職業能力や日本語能力の課題、職場における慣習の相違等によって、外国人労働者の中には、なかなか職場に定着できずに転職を繰り返す方や失業が長期化する方もいます。また、健康保険等の社会保険の未加入や、受入企業での不適切な賃金の支払いなど、関係法令が遵守されていない場合もあることから、適正な受入環境の整備への取組が必要とされています。地域経済の持続的な成長を支える貴重な人材として長期に活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

本県には多くの大学等が立地し、多数の外国人留学生が在籍しています。しかし、(独)

日本学生支援機構(JASSO)の「令和3年度 私費外国人留学生生活実態調査」(令和4年(2022年)9月)によると、国内の留学生のうち約6割が日本での就職を希望しているものの、「令和4年度 外国人留学生進路状況調査結果」(令和6年(2024年)5月)によると、実際に就職しているのは4割に満たない状況であり、より多くの外国人留学生が県内で就職し、本県で学び培った能力や技術を発揮して活躍できるようにしていく必要があります。

① 外国人材の受入れと活躍の支援

- ・ 県内事業者および県内外国人向け相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を設置し、雇用に係る各種相談への対応や事業者向けセミナー・留学生向けマッチングイベントの開催を行いました。
- ・ 令和2年(2020年)度に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を開設し、外国人介護人材のマッチング支援や県内事業者を対象としたセミナー開催を実施しました。
- ・ 介護の専門職を目指すEPA¹⁶による入国者や留学生を受け入れる施設等に対し、研修や奨学金、日本語学習などにかかる経費の補助を行いました。
- ・ 技能実習・特定技能の外国人を対象とした研修や定住外国人等を対象とした研修を実施し、介護分野への就労に向けた支援を行いました。
- ・ 令和3年(2021年)度に県・滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学との間で高度人材の受入促進に関する三者覚書を締結し、ベトナムでのマッチングイベントや日本での短期就業体験を行いました。
- ・ 日本に定住する意志があり、就職意欲のある定住外国人を対象に、ビジネスマナー・コミュニケーション能力・パソコン入力等の職業訓練(定住外国人向け職業訓練コース)を実施し、就職支援を行いました。
- ・ 留学生や県内企業で働く外国人を対象に日本語・ビジネスマナー講座を開催しました。

(4) 次世代を担う人材の育成

<取組の必要性>

県内の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数(日本国籍含む)は、増加傾向にありますが、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながる場合があります。学校生活において、外国人児童生徒等が、孤立することなく、日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入体制が求められています。

日常会話ができて、学年相当の学習に必要な言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの進路にも大きく影響していると考えられます。

外国人児童生徒等は、母語と日本語という二つの言語を維持・習得することが望ましいと言われています。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語(日本語)の学習の伸びも早く、学習言語の習得につながります。しかし、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も日本語も十分に理解できないことがあり、自らのアイデンティティ¹⁷の確立や自尊感情の育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えている子どももいます。

すべての児童生徒に対し、多様な文化に対する理解を深め、共に協調して生きていく多文化共生の理念を理解し、人権感覚を育む取組を進めていく必要があります。

① 教育環境の整備

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対応するための加配教員の配置や非常勤講師の派遣、外国につながりをもつ子どもが多数入所している保育所などによる保育士加配等に対する補助を行いました。
- ・ 外国人児童生徒等を対象に、市町による日本語初期指導教室の実施などへの補助や県による学習指導員や母語支援員の派遣を行いました。
- ・ 県立高等学校等に在籍する外国人生徒を対象とした母語支援員の派遣を行いました。
- ・ (公財) 滋賀県国際協会による進路ガイダンスや国際教育推進のための出前講座を実施しました。
- ・ 県内公立学校園教職員に向け、(公財) 滋賀県国際協会が主催する「国際教育教材体験フェア」や県内大学と連携した「外国にルーツをもつ児童生徒への教科学習支援」についての研修を行いました。
- ・ 日本語指導加配教員や市町教育委員会および高等学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者等を対象にした研修を年2回行いました。
- ・ コロナ禍には、(公財) 滋賀県国際協会と連携し、外国人学校へマスクや食料品の配布を行いました。

(5) 活力ある多文化共生の地域づくり

<取組の必要性>

県内には、戦前から定住している朝鮮半島出身の人々に加え、平成元年（1989 年）の入管法改正を契機に主に南米の国々から来日した日系人や平成 26 年（2014 年）以降に増加した就労を目的に来日した東南アジア地域出身者、その他留学や国際結婚など様々な目的で世界各国から来日した多くの外国人が暮らしています。様々な母語、文化や宗教、民族、歴史的背景等をもつ県民が生活しており、お互いを理解し、尊重し合うことが求められています。

一方で、地域や職場などで日本人と外国人が接する機会は増えてきましたが、言語や文化、習慣等のちがいやコミュニケーション不足などから、交流が十分に進んでいるとは言えません。外国人も、日本語によるコミュニケーションが難しく、地域の情報を取得しにくいことなどから、地域住民との交流や地域社会への参加ができず、孤立していることもあります。

これらの課題を解決するためには、同じ地域で暮らす県民として、お互いの顔が見える関係をつくれるような交流の場が必要です。この取組により、地域社会の活性化や防災協力の基盤づくり、多文化共生の促進が期待されます。

① 地域社会に対する意識啓発

- ・ 多文化共生に関する最新の課題や先進事例等を学んで理解を深めるとともに、地域で

活動するためのノウハウなどを習得するための講座を開催しました。

- ・ 人権に係る広報において、多文化共生について周知を行いました。
- ・ 県や市町の多文化共生担当職員を対象としたワーキンググループを設置し、情報共有や課題の検討などを行いました。

② 多様性を生かした活力ある地域づくり

- ・ 外国人向け情報紙「みみタロウ」を（公財）滋賀県国際協会が多言語で発行し、日本語の理解が十分でない人に向けて、母語による生活情報を提供しました。（再掲）
- ・ （公財）滋賀県国際協会と連携して、多言語対応可能な留学生などで構成される「みみタロウキャラバン隊」を市役所や商業施設等へ派遣し、コロナ禍で不安を抱える外国人を対象に出張相談や情報提供を行いました。

(6) 指標の達成状況

指標	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	目標値
1 ころが通じるコミュニケーション支援							
滋賀県国際協会HPページユーザー数（外国語）（件）	4,199	14,024	22,579	28,894	33,326	23,054	10,000
日本語教育の推進に係る計画策定	未策定	未策定	未策定	策定済	策定済	策定済	策定済
2 安心して暮らせる生活支援							
セーフティネット住宅の登録件数（件）	200	200	206	10,185	11,405	12,155	857
外国人患者受入拠点の医療機関数（機関）	0	13	13	13	13	13	14
災害時外国人サポーター登録人数（人）	111	113	123	128	132	137	140
外国人学校・警察ネットワーク会議開催数（回）	11	12	12	12	12	12	17
3 外国人材の活躍支援							
滋賀県外国人材受入サポートセンター支援件数（件）	-	669	584	1,359	589	581	500
定住外国人向け職業訓練コース修了者等の就職率（％）	81	79	52	83	70	60	81
4 次世代を担う人材の育成							
国際理解出前講座実施回数（回）	35	36	20	55	59	69	50
不就学外国人児童生徒数（人）	0	0	0	0	0	0	0
日本語指導が必要な外国人児童生徒で、学校において特別な配慮に基づく指導等を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合（％）	67	70	62	80	62	67	100
5 活力ある多文化共生の地域づくり							
外国人県民と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合（％）	64	64	68	62	72	64	80
外国人県民が地域社会に参画していると思う割合（％）	-	-	21	22	19	15	50

2 今後の課題

今般の在留資格制度に関する法改正もあり、県内に在住する外国人は今後も増加するものと見込まれ、人口減少の流れの中で県内人口における外国人の人口比率は高まっています。国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるという意識を持つことがますます必要となっており、今はまさにその転換点にあると言えます。今後、多文化共生社会を実現するためには、特に以下に示す3つの課題に取り組む必要があります。

(1) 多文化共生に関する県民意識の高揚

本県でも既に人口減少局面に入り、今後緩やかに進んでいくと予測されていますが(P3. 図1)、近年、外国人は増加する傾向が続いています。(P4. 図3) 人口減少とともに更なる高齢化が進んでいる中、外国人は若い世代が非常に多いことも特徴です。(P6. 図6)

今後は、日本人も外国人も同じ地域社会で共に生き、共に支え合うという意識を持つことが、より重要となっていきますが、多文化共生の意識や地域づくりに関する指標(「外国人県民と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合」「外国人県民が地域社会に参画していると思う割合」)は十分とはいえず、県民意識の高揚を図る取組を進めることが急務と言えます。

そのためには、外国人が日本社会やその習慣への理解を深める機会を増やしていくことと併せ、日本人に対する働きかけも必要です。

具体的には、交流できる場を増やすことや、共に地域で活動する機会を増やす、多文化共生について学べる機会を増やすなどの取組を推進していくことが必要です。

(2) コミュニケーション支援の強化

今後、本県においては、就労目的の方やその帯同家族を中心に、定住する外国人が更に増加していくことが見込まれます。

滞在の長期化に伴い、住まいや医療、教育、災害支援を含めた地域活動など、日々の暮らしの様々な場面で日常的に日本人と外国人とが接する場面が増えていくことから、双方ともに円滑なコミュニケーションができるようにすることが必要になります。

そのためには、絵文字で示すピクトグラムなどの視覚的コミュニケーション手段の活用や急速に発展しているデジタル技術の活用が有効です。自動翻訳のアプリケーションの活用やタブレット端末等を用いた通訳機器の利用は、誰もが利用しやすい状況になりつつあり、更なる普及を推進することが必要です。

多言語対応が難しい場面において、「やさしい日本語」を用いればコミュニケーションでできることも多く、相手に合わせた分かりやすい表現や相手の気持ちを思いやった丁寧なやり取りをすることの必要性や効果を広めていくことも重要です。

日本語教育を受けられる機会や場所を増やしていくことも大切で、そのためには日本語を教える人材の確保や育成が必要です。

（３）様々なライフステージへの対応

定住する外国人が増加し、その期間が長くなるにつれ、県内に在住する外国人の年齢構成は幅広くなってきており、様々なライフステージに応じた切れ目のない対応が必要となっ
ていきます。

乳児期においては、出産前後の母子やその家庭への支援、幼児期においては保育や幼児教育の体制の整備が必要となります。学生においては、学校で子どもを受け入れる体制を整えることや、その保護者への支援も必要であり、進路選択における情報提供も重要となります。就労の場面においては、すべての人が働きやすい労働環境づくりを推進していくことが必要であり、高齢になれば老後の生活や介護への対応が必要となります。また、課題が多様化・複雑化していく中で、相談体制をより充実させていくことは、ますます重要となります。

特定の年代や場面だけを想定した支援や対応を超えて、一人ひとりの人生全体を思い描き、方策を進めていく重要性が高まっており、その実現のためには幅広く分野を横断した推進体制を構築し、維持していくことが求められています。